

持続化申請サポート

<ホームページ掲載>

国が実施している「持続化給付金」は、「電子申請」となっているため、ご自身では手続きが困難な事業者を対象に、商工会でサポートしながら電子申請できるよう独自のサポート窓口を開設します。

感染拡大防止のため予約制となっておりますので、申請サポートが必要な方は、商工会にお問い合わせください。

日 時 6月10日(水)～当面の間 時間：9：00～16：00
場 所 中条町商工会館（胎内市産業文化会館内）
申込方法 来訪される場合は、事前にご一報くださるようお願いいたします。
(電話 0254-43-3624 / FAX 0254-43-5773)

【給付の対象となる方】

- ①2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続する意思がある方
- ②2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月がある方

【お願い】

申請をスムーズに行うため、「申請補助シート」にご記入の上、以下の書類を持参の上、来会ください。

- ①-1 確定申告書第一表(1枚)…税務署の「收受印」が必要です。
 - ※「收受印」が無い場合は、e-Taxの「受信確認」
又は「納税証明書(その2所得金額用)」をご用意ください。
- ①-2 <個人事業主> 所得税青色申告決算書(2枚)
- ①-2 <中小法人等> 法人事業概況説明書(2枚)

- ②2020年分の対象とする月の売上台帳等
 - ※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。

- ③通帳の写し
 - ※通帳のおモチ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方をコピーして持参してください。

- ④<個人事業主の方のみ> 本人確認書類
 - ※運転免許証(運転経歴証明書)の両面をコピーなど

○感染拡大防止のため、事前の検温やマスクの着用をお願いします。

○申請の順番によって、お待ちいただくこともありますので、予めご了承ください。

○国民全員に一律10万円を支給する「特別定額給付金」とは異なります(「特別定額給付金」については、市役所(町役場・村役場)にお問い合わせください)。